



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年7月1日金曜日 第320号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例..... (人事課) 1

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例..... (人事課職員厚生室) 5

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例..... (市町振興課) 8

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例..... (財政課)10

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... (税務課)15

愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例..... (")19

愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例..... (環境政策課)21

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例..... (自然保護課)23

愛媛県民生委員定数条例の一部を改正する条例..... (保健福祉課)24

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例..... (財政課)25

条 例

○愛媛県条例第21号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>非常勤職員であって、次のいずれにも該当するもの以外の職員</u></p> <p><u>ア その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（当該子の出生の日から第5条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第3条の2の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第3条の2の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) <u>勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u></p> <p><u>イ 第3条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業を</u></p>

2 前項第5号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。

- (1) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該非常勤職員が第3条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。))において育児休業をしている場合であって、当該子について、同条第3号に掲げる場合に該当して、当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。
- (2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が _____

_____ 育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき(当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当するとき、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあってはイに掲げる場合に該当するとき) 当該子が1歳6箇月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする県等育児休業の期間の末日とされた日が当該

している非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする県等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該県等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにおいて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき _____

_____ 当該子が1歳6箇月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が _____ する育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が _____ する県等育児休業の期間の末日とされた日が当該

子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において県等育児休業をしている場合

イ 省略

ウ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする県等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該県等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して県等育児休業をする場合にあっては、当該県等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第3条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が

育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき(当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときは第1号及び第2号に該当するとき、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に該当するとき)とする。

(1)・(2) 省略

(3) 当該子について、当該非常勤職員が当該子が1歳6箇月に達する日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して県等育児休業をする場合にあっては、当該県等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子が1歳6箇月に達する日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において県等育児休業をしている場合

イ 省略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第3条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が

当該子が1歳6箇月に達する日の翌日(当該子が1歳6箇月に達する日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき

_____とする。

(1)・(2) 省略

(再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間)

第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 第3条第3号に掲げる場合に該当すること又は前条____の規定に該当すること。

(6) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているもの____が、当該任期を____更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の____日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第5条 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第13条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休暇を与えられ、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が第4条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(1)の2 育児短時間勤務をしている職員が第16条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第4条第1号の2ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2)～(4) 省略

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第5条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(3) 省略

(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(5) 省略

(6) 第3条第3号に掲げる場合に該当すること又は第3条の2の規定に該当すること。

(7) その____任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該____任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第13条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休暇を与えられ、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が第5条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(1)の2 育児短時間勤務をしている職員が第16条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第5条第1号の2ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2)～(4) 省略

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書____により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) 省略

附 則

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和4年法律第35号)の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第10条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（<u>第5項又は第7項</u>の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は人事委員会規則で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第2号ア又はイに掲げる期間が含まれているときは、当該同号ア又はイに掲げる期間に該当する<u>全て</u>の期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他人事委員会規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（<u>第6項又は第8項</u>の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号の規定の例によりその者に</p>	<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第10条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（<u>第4項又は第6項</u>の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は人事委員会規則で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第2号ア又はイに掲げる期間が含まれているときは、当該同号ア又はイに掲げる期間に該当する<u>すべての</u>期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他人事委員会規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（<u>第5項又は第7項</u>の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号の規定の例によりその者に</p>

き同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

3 省略

4 第1項及び第2項の規定による退職手当の支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び前項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び前項の規定による期間に算入しない。

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1)・(2) 省略

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 第1項、第2項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第36条、第37条及び第56条の3から第59条までの規定に準じて人事委員会規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。

(1)～(4) 省略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費

(6) 省略

12 前項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定により退職手当の支給を受けた

き同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

3 省略

4 勤続期間6月以上で退職した職員（第6項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1)・(2) 省略

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 第1項、第2項及び第4項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第36条、第37条及び第56条の3から第59条までの規定に準じて人事委員会規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。

(1)～(4) 省略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費

(6) 省略

11 前項の規定は、第4項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第4項又は第5項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第6項又は第7項の規定により退職手当の支給を受けた

者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「雇用保険法第36条、第37条及び」とあるのは「雇用保険法」と読み替えるものとする。

13 第11項第3号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第2項又は第11項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第2項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(1)・(2) 省略

15 雇用保険法第10条の4の規定は、偽りその他不正の行為によつて第1項、第2項又は第5項から第12項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

16 省略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1)~(3) 省略

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3~6 省略

附 則

39 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこと
「イ 雇用保険法施行規則
ウ 特定退職者であつ
則(昭和50年労働省令第3号)第32条各号に掲げる者であつて、
て、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、か
雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者とし
つ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基

者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「雇用保険法第36条、第37条及び」とあるのは「雇用保険法」と読み替えるものとする。

12 第10項第3号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第2項又は第10項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

13 第10項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第2項又は第10項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(1)・(2) 省略

14 雇用保険法第10条の4の規定は、偽りその他不正の行為によつて第1項、第2項又は第4項から第11項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

15 省略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1)~(3) 省略

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第4項又は第6項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3~6 省略

附 則

39 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第9項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこと
「イ 雇用保険法施行規
ウ 特定退職者であつ
則(昭和50年労働省令第3号)第32条各号に掲げる者であつて、
て、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、か
雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者とし
つ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基

て人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長
 準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第
 4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの
 (アに掲げる者を除く。)
 当であると認められたものとする。

て人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長
 準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第
 4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの
 (アに掲げる者を除く。)
 当であると認められたものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第10項第5号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(適用期日)

2 この条例(附則第39項の改正規定(「第10条第9項」を「第10条第10項」に改める部分を除く。))に限る。による改正後の愛媛県退職手当条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の愛媛県退職手当条例第10条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する職員に該当するに至った者について適用する。

○愛媛県条例第23号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年愛媛県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用さ</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる____区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる____区分に応じ、それぞれに__定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用さ</p>

れる他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数(この期間中に前号に定める契約が締結されている日がある場合には、その日数を除く。)を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)

ウ 省略

(選挙運動用ピラの作成に係る公費の支払)

第8条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるピラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ピラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ピラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ピラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ピラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ピラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭
- (2) 当該選挙運動用ピラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に386,500円を加えた金額を当該選挙運動用ピラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第11条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超えるときは、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円

れる他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数(この期間中に前号に定める契約が締結されている日がある場合には、その日数を除く。)を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)

ウ 省略

(選挙運動用ピラの作成に係る公費の支払)

第8条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるピラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ピラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる_____区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ピラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ピラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ピラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ピラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭
- (2) 当該選挙運動用ピラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に375,500円を加えた金額を当該選挙運動用ピラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第11条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる_____区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に573,030円

を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）

を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条、第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第24号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条 第4条、第7条関係）			別表（第2条 第4条、第7条関係）		
1～4 省略			1～4 省略		
5 土木関係事務手数料			5 土木関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～40	省略		1～40	省略	
41	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		41	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	
41の2	建築基準法第85条第7項の規定に基づく特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		41の2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	
42～46の3	省略		42～46の3	省略	
46の4	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に		46の4	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に	

対する審査			対する審査		
46の5 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	省略		46の5 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	省略	
46の6～101の5 省略			46の6～101の5 省略		
101の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	101の5の項の右欄(2)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額			
101の7 省略			101の6 省略		
101の8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	101の5の項の右欄(2)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)			
101の9 省略			101の7 省略		
101の10 省略			101の8 省略		
101の11 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。) (1) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 101の10の項の右欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	101の9 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。) (1) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 101の8の項の右欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

		(2) 省略			(2) 省略
101の12 省略				101の10 省略	
101の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料	101の12の項の右欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）		101の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料
101の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料	101の12の項の右欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）		101の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料
101の15 省略				101の13 省略	
101の16 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） (1) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 101の15の項の右欄(1)アに掲げる場合 当該場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 イ 省略 (2) 省略		101の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
101の17 省略				101の15 省略	

101の18	省略	
102	省略	
備考 省略		

6 その他の手数料

事務	名称	金額
1～6	省略	
7	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項及び第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与	省略
8	教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与	省略
9	教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与	省略
9の2	省略	
10～12	省略	

101の16	省略	
102	省略	
備考 省略		

6 その他の手数料

事務	名称	金額
1～6	省略	
7	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項及び第16条の2第1項の規定に基づく普通免許状の授与	省略
8	教育職員免許法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授与	省略
9	教育職員免許法第5条第6項の規定に基づく臨時免許状の授与	省略
9の2	省略	
9の3	教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請に対する審査料	3,300円
9の4	教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請に対する審査料	3,300円
10～12	省略	
12の2	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を	教育職員の新講習修了確

				改正する法律 (平成19年法律第98号。12の3の項から12の5の項までにおいて「 <u>教員免許法改正法</u> 」という。)附則第2条第2項の規定に基づく更新講習修了確認の申請に対する審査	認申請 手数料		
				12の3 教員免許法改正法附則第2条第3項第3号の規定に基づく確認の申請に対する審査	教育職員の免許法改正法附則第2条第3項第3号の確認申請手数料	3,300円	
				12の4 教員免許法改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期の申請に対する審査	教育職員の修了確認期限の延期申請手数料	3,300円	
				12の5 教員免許法改正法附則第2条第5項の規定に基づく免許状更新講習を受ける必要がない旨の認定の申請に対する審査	教育職員の免許状更新講習免除認定申請手数料	3,300円	
13～66	省略			13～66	省略		
備考			省略	備考			省略

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表5の表41の項、41の2の項、46の4の項及び46の5の項並びに別表6の表の改正規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第25号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第16条 県民税の所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第13条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（ゴルフ場利用税の不均一課税）</p> <p>第23条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、ゴルフ場が、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民スポーツ大会の予選会及び公益財団法人日本ゴルフ協会（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）又は公益財団法人日本ゴルフ協会に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会で知事が定めるもの（以下この条において「<u>国スポ</u>の予選会等」という。）の出場選手（報酬又は営利を目的としないスポーツとしてゴルフをする者に限る。）の利用（<u>国スポ</u>の予選会等の競技又は公式練習としての利用に限る。）について、別に利用料金を定め、かつ、その利用料金を通常の利用料金の100分の80以下に軽減している場合に限り、当該利用に係るゴルフ場利用税の税率を前条第1項に規定する税率の2分の1とすることができる。</p> <p>（不動産取得税の申告事項）</p> <p>第67条の3 不動産を取得した者は、その取得の日から20日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、<u>当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記若しくは所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）又は相続により不動産を取得した場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 前項ただし書の場合（相続により不動産を取得した場合を除く。）においても、法第73条の4から第73条の7までの規定に該当する不動産の取得をしたとき、第19条の6第1項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けようとするとき、その他知事が必要と認めるときは、<u>不動産を取得した者（相続により不動産を取得した者を除く。）は、その取得の日から20日以内に、前項の申告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3 法第73条の4から第73条の7までの規定に該当する不動産の取得については、<u>前2項の規定によつて提出すべき申告書に当該</u></p>	<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第16条 県民税の所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第13条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（ゴルフ場利用税の不均一課税）</p> <p>第23条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、ゴルフ場が、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会の予選会及び公益財団法人日本ゴルフ協会（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）又は公益財団法人日本ゴルフ協会に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会で知事が定めるもの（以下この条において「<u>国体</u>の予選会等」という。）の出場選手（報酬又は営利を目的としないスポーツとしてゴルフをする者に限る。）の利用（<u>国体</u>の予選会等の競技又は公式練習としての利用に限る。）について、別に利用料金を定め、かつ、その利用料金を通常の利用料金の100分の80以下に軽減している場合に限り、当該利用に係るゴルフ場利用税の税率を前条第1項に規定する税率の2分の1とすることができる。</p> <p>（不動産取得税の申告事項）</p> <p>第67条の3 不動産を取得した者は、その取得の日から20日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、<u>_____</u> _____ _____ _____ 相続により不動産を取得した者は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 法第73条の4から法第73条の7までの規定に該当する不動産の取得については、<u>前項</u>の規定によつて提出すべき申告書に当該</p>

不動産の取得が法第73条の4から第73条の7までの規定に該当するものであることを証明するに足る書類を添付しなければならない。

4 第19条の6第1項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けようとする者は、知事が定める事項を第1項の申告書に記載して同項又は第2項の申告に併せて申告しなければならない。

5 省略

6 省略

7 省略

8 第6項の申告書を提出する者は、法第73条の14第3項に規定する場合に該当することとなつた日又は法第73条の24第2項各号若しくは第3項各号のいずれかに該当することとなつた日から60日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

9 第1項の申告書を提出する者で法第73条の14第1項若しくは第3項又は第73条の24第1項から第3項までの規定の適用を受けようとするものは、当該不動産の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第6項各号に掲げる事項を付記した当該申告書を提出することにより、同項の規定による申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項又は第73条の24第2項若しくは第3項の規定の適用を受けようとする者は、法第73条の14第3項に規定する場合に該当することとなつた日又は法第73条の24第2項各号若しくは第3項各号のいずれかに該当することとなつた日から60日以内に、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

10 前項の規定により第6項の申告書に代わるものとして第1項の申告書が提出された場合には、当該申告書が市町長に提出された日に第6項の申告書が提出されたものとみなす。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第67条の4 市町長は、法第73条の18第4項の規定によつて知事に前条第1項の申告書を送付し又は不動産の取得の事実を通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における増築、改築、損壊、地目の変換その他特別の事情による変更及び価格の決定について参考となるべき事項を併せて通知するものとする。

附 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2・3 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第7条の4の3 省略

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例

不動産の取得が法第73条の4から法第73条の7までの規定に該当するものであることを証明するに足る書類を添付しなければならない。

3 第19条の6第1項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けようとする者は、知事が定める事項を第1項の申告書に記載して第1項の申告にあわせて申告しなければならない。

4 省略

5 省略

6 省略

7 第5項に規定する申告書を提出する者は、法第73条の14第3項に規定する場合に該当することとなつた日又は法第73条の24第2項各号若しくは第3項各号のいずれかに該当することとなつた日から60日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

8 第1項に規定する申告書を提出する者で法第73条の14第1項若しくは第3項又は第73条の24第1項から第3項までの規定の適用を受けようとするものは、当該不動産の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第5項各号に掲げる事項を付記した当該申告書を提出することにより、同項の規定による申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項又は第73条の24第2項若しくは第3項の規定の適用を受けようとする者は、法第73条の14第3項に規定する場合に該当することとなつた日又は法第73条の24第2項各号若しくは第3項各号のいずれかに該当することとなつた日から60日以内に、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

9 前項の規定により第5項の申告書に代わるものとして第1項の申告書が提出された場合には、当該申告書が市町長に提出された日に第5項の申告書が提出されたものとみなす。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第67条の4 市町長は、法第73条の18第3項の規定によつて知事に前条第1項の申告書を送付し又は不動産の取得の事実を通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における増築、改築、損壊、地目の変換その他特別の事情による変更及び価格の決定について参考となるべき事項を併せて通知するものとする。

附 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の4の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2・3 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第7条の4の3 省略

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例

法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第4項まで若しくは第6項から第10項までの規定の適用を受けた場合における前2条の規定の適用については、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、前条第1項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第7条の4の4 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の4の2第3項及び前条第3項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第9条の2 省略

2 前項の規定のうち、法附則第33条の2第2項に規定する特定上場株式等の配当等 _____ に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税 _____ について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき租税特別措置法第8条の4第1項の規定の適用を受けた場合 _____ に限り適用する _____ 。

3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 省略

2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8 _____ の規定の適用を受けるときは、当

法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第9項 _____ までの規定の適用を受けた場合における前2条の規定の適用については、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、前条第1項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第7条の4の4 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 _____ 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法 _____

_____ 第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の4の2第1項及び第3項並びに前条第3項の規定の適用については、附則第7条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに前条第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第9条の2 省略

2 前項の規定のうち、法附則第33条の2第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項 _____ の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(法附則第33条の2第2項各号に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第12条及び第13条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 省略

2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当

該土地等の譲渡は、法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)

第16条の5 省略

2・3 省略

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る法第45条の3第1項に規定する確定申告書

_____に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき _____

_____に限り、適用する。

5 省略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項の規定の適用がある場合を除く。)における第16条の規定の適用については、同条中「又は同条第15項」とあるのは、「若しくは附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る _____ 同条第4項に規定する確定申告書 _____ にこの条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 _____

_____であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は法第32条第15項」とする。

(不動産取得税の徴収猶予等)

第21条 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第4項の規定は、法附則第11条の4第1項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第1項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項」と読み替えるものとする。

2 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第4項の規定は、法附則第11条の4第4項の規定による宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(次項において「宅地建物取引業者」という。)による法附則第11条の4第4項に規定する改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しく

該土地等の譲渡は、法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)

第16条の5 省略

2・3 省略

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(県民税の納税通知書が送達される時まで提出された租税条約等実施特例法第3条の2の2第7項各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、同条第7項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町長が認めるときは、この限りでない。

5 省略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項の規定の適用がある場合を除く。)における第16条の規定の適用については、同条中「又は同条第15項」とあるのは、「若しくは附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。)

_____であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は法第32条第15項」とする。

(不動産取得税の徴収猶予等)

第21条 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第3項の規定は、法附則第11条の4第1項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第1項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項」と読み替えるものとする。

2 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第3項の規定は、法附則第11条の4第4項の規定による宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(次項において「宅地建物取引業者」という。)による法附則第11条の4第4項に規定する改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しく

は第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第4項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第5項」と読み替えるものとする。

3 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第4項の規定は、法附則第11条の4第6項の規定による宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第6項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第7項」と読み替えるものとする。

は第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第4項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第5項」と読み替えるものとする。

3 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第3項の規定は、法附則第11条の4第6項の規定による宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第6項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第7項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第67条の3及び第67条の4並びに附則第21条の改正規定並びに附則第7項の規定 令和5年4月1日

(2) 第16条並びに附則第9条の2第2項並びに第16条の5第4項及び第6項の改正規定並びに附則第6項の規定 令和6年1月1日

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第7条の4の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号。以下「所得税法等改正法」という。)第11条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第7条の4の3第2項及び第3項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「新震災特例法」という。)第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下同じ。)又は認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧震災特例法」という。)第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下同じ。)又は認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における改正前の愛媛県県税賦課徴収条例附則第7条の4の4第1項の規定により読み替えて適用される同条例附則第7条の4の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。

5 新条例附則第7条の4の4の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 新条例第16条並びに附則第9条の2第2項並びに第16条の5第4項及び第6項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

7 新条例第67条の3の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第26号

愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の

一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(平成25年愛媛県条例第34号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 離島振興対策実施地域内において、離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成25年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から令和5年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号の規定の適用を受ける設備(離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。)第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p>	<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 離島振興対策実施地域内において、離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成25年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から令和5年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第3号又は第45条第2項の表の第3号の規定の適用を受ける設備(離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。)第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p>

(愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(平成28年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)であって、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間(以下「指定期間」という。)に、当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。)に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)であって、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間(以下「指定期間」という。)に、当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。)に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又</p>

は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

2・3 省略

(不動産取得税の課税免除及び不均一課税)

第3条 公示日から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下同じ。）をしたものに対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

2 公示日から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特別償却設備を新設し、又は増設したものに課する不動産取得税で、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

2・3 省略

(不動産取得税の課税免除及び不均一課税)

第3条 公示日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下同じ。）をしたものに対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

2 公示日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特別償却設備を新設し、又は増設したものに課する不動産取得税で、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 第2条の規定による改正後の愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 新条例第2条第1項及び第3条の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

4 新条例第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、同条の規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第27号

愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例

愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定区域の排水基準)	(特定区域の排水基準)
第35条 省略	第35条 省略

- 2 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第2条第1項に規定する瀬戸内海（以下「瀬戸内海」という。）及びこれに接続する海域以外の公共用水域並びにその他の公共用水域に排出される排出水に係る化学的酸素要求量についての排水基準（_____水質汚濁防止法第2条第3項に規定する指定地域特定施設_____（以下「指定地域特定施設_____」という。）のみを設置する工場又は事業場から排出される排出水に係るものを除く。）を、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、別表第2の(2)のとおり定める。
- 3 指定地域特定施設_____のみを設置する工場又は事業場から瀬戸内海及びこれに接続する海域以外の公共用水域に排出される排出水に係る化学的酸素要求量についての排水基準を、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、別表第2の(3)のとおり定める。

別表第2（第35条関係）

- (1) 水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目のうち化学的酸素要求量以外のものに係るもの

番号	区域	工場又は事業場の区分	項目	許容限度 (単位1) リットルにつきミリグラム
1	省略			
2	四国中央水域 (四国中央市川之江町余木字上鳥越381番地から同市豊岡町長田字川西756番地の13までに至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域(銅山川と赤之井川を結ぶ水路を除く。)をいう。以下同じ。)	省略 その他の業種に係るもの(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。)	省略	
		し尿処理施設を設置するもの(指定地域特定施設_____であるし尿浄化槽のみを設置するものを除く。)	省略	
3・4	省略			
備考 省略				

- (2) 水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目のうち化学的酸素要求量に係るもの(指定地域特定施設_____のみを設置する工場又は事業場から排出される排出水に係るものを除く。)

区分	工場又は事業場の区分	許容限度 (単位1リットルにつきミリグラム)
既設	省略	

- 2 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第2条第1項に規定する瀬戸内海（以下「瀬戸内海」という。）及びこれに接続する海域以外の公共用水域並びにその他の公共用水域に排出される排出水に係る化学的酸素要求量についての排水基準（同法第12条の2の規定により水質汚濁防止法第2条第3項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設(以下「みなし指定地域特定施設」という。))のみを設置する工場又は事業場から排出される排出水に係るものを除く。))を、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、別表第2の(2)のとおり定める。
- 3 みなし指定地域特定施設のみを設置する工場又は事業場から瀬戸内海及びこれに接続する海域以外の公共用水域に排出される排出水に係る化学的酸素要求量についての排水基準を、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、別表第2の(3)のとおり定める。

別表第2（第35条関係）

- (1) 水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目のうち化学的酸素要求量以外のものに係るもの

番号	区域	工場又は事業場の区分	項目	許容限度 (単位1) リットルにつきミリグラム
1	省略			
2	四国中央水域 (四国中央市川之江町余木字上鳥越381番地から同市豊岡町長田字川西756番地の13までに至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域(銅山川と赤之井川を結ぶ水路を除く。)をいう。以下同じ。)	省略 その他の業種に係るもの(水質汚濁防止法施行令_____別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。)	省略	
		し尿処理施設を設置するもの(みなし指定地域特定施設_____であるし尿浄化槽のみを設置するものを除く。)	省略	
3・4	省略			
備考 省略				

- (2) 水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目のうち化学的酸素要求量に係るもの(みなし指定地域特定施設のみを設置する工場又は事業場から排出される排出水に係るものを除く。)

区分	工場又は事業場の区分	許容限度 (単位1リットルにつきミリグラム)
既設	省略	

の工場又は事業場に係るもの	サー	し尿処理施設（指定地域特定施設 _____ であるし尿浄化槽を除く。）を設置するもの	省略		
	ビス				
	業に	省略			
もの	省略				
省略					
備考 省略					

(3) 水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目のうち化学的酸素要求量に係るもの（指定地域特定施設 _____ のみを設置する工場又は事業場から排出される排出水に係るものに限る。）

省略
備考
1～3 省略
4 この表に掲げる「既設の工場又は事業場」とは愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例（平成3年愛媛県条例第25号）の施行の日において次の各号のいずれかに該当する工場又は事業場をいい、「新設の工場又は事業場」とは既設の工場又は事業場以外の工場又は事業場をいう。
(1) 指定地域特定施設 _____ を設置し、又は設置の工事を行っている工場又は事業場
(2) 水質汚濁防止法第5条第1項の規定による指定地域特定施設 _____ の設置の届出をしている工場又は事業場

の工場又は事業場に係るもの	サー	し尿処理施設（みなし指定地域特定施設 _____ であるし尿浄化槽を除く。）を設置するもの	省略		
	ビス				
	業に	省略			
もの	省略				
省略					
備考 省略					

(3) 水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目のうち化学的酸素要求量に係るもの（みなし指定地域特定施設 _____ のみを設置する工場又は事業場から排出される排出水に係るものに限る。）

省略
備考
1～3 省略
4 この表に掲げる「既設の工場又は事業場」とは愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例（平成3年愛媛県条例第25号）の施行の日において次の各号のいずれかに該当する工場又は事業場をいい、「新設の工場又は事業場」とは既設の工場又は事業場以外の工場又は事業場をいう。
(1) みなし指定地域特定施設 _____ を設置し、又は設置の工事を行っている工場又は事業場
(2) 水質汚濁防止法第5条第1項の規定によるみなし指定地域特定施設 _____ の設置の届出をしている工場又は事業場

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第28号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1節 特定希少野生動植物の指定</p> <p>第9条 知事は、希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があると認められるもの（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種（同条第6項に規定する特定第二種国内希少野生動植物種を除く。）及び法第5条第1項に規定する緊急指定種を除く。）を特定希少野生動植物として指定することができる。</p> <p>2～9 省略</p> <p>（捕獲等の禁止）</p> <p>第12条 特定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺</p>	<p>第1節 特定希少野生動植物の指定</p> <p>第9条 知事は、希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があると認められるもの（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号 _____）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法 _____ 第5条第1項に規定する緊急指定種を除く。）を特定希少野生動植物として指定することができる。</p> <p>2～9 省略</p> <p>（捕獲等の禁止）</p> <p>第12条 特定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺</p>

傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)・(2) 省略

(3) 法第51条第1項の希少野生動植物種保存推進員が同条第4項の捕獲等をする場合

（特定希少野生動植物保護区）

第19条 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその特定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、特定希少野生動植物保護区として指定することができる。ただし、法第36条第1項の規定により生息地等保護区に指定された区域を、当該指定に係る法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種と同一の種を保護の対象とした特定希少野生動植物保護区として指定することはできない。

2～10 省略

（野生動植物保護推進員）

第40条 省略

2・3 省略

4 推進員が特定希少野生動植物の個体に関する調査で規則で定めるもののためにする捕獲等については、第12条の規定は、適用しない。

（国等に関する特例等）

第41条 省略

2・3 省略

4 国等以外の者が法第47条第1項の認定保護増殖事業等として実施する行為については、第12条、第20条第1項及び第7項並びに第21条第4項の規定は、適用しない。

傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)・(2) 省略

（特定希少野生動植物保護区）

第19条 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその特定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、特定希少野生動植物保護区として指定することができる。

2～10 省略

（野生動植物保護推進員）

第40条 省略

2・3 省略

4 推進員が特定希少野生動植物の個体に関する調査で規則で定めるもののためにする捕獲等については、第13条の規定は、適用しない。

（国等に関する特例）

第41条 省略

2・3 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第29号

愛媛県民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県民生委員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県民生委員定数条例（平成26年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
民生委員の定数は、次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>市</td><td>町</td><td>定 数</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>松 前 町</td><td></td><td><u>60人</u></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </table>	市	町	定 数	省略			松 前 町		<u>60人</u>	省略			民生委員の定数は、次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>市</td><td>町</td><td>定 数</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>松 前 町</td><td></td><td><u>61人</u></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </table>	市	町	定 数	省略			松 前 町		<u>61人</u>	省略		
市	町	定 数																							
省略																									
松 前 町		<u>60人</u>																							
省略																									
市	町	定 数																							
省略																									
松 前 町		<u>61人</u>																							
省略																									

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

○愛媛県条例第30号

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛媛県議会委員会条例（昭和29年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条 省略 (出席の特例)</p> <p>第12条 委員長は、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症のまん延防止の観点から委員会を開催する場所へ参集しないことが適当な委員があると認める場合又は大規模災害の発生その他やむを得ない事由により委員会を開催する場所へ参集することが困難な委員があると認める場合は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインの方法」という。）によつて、当該委員を委員会を開催する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p> <p>2 委員がオンラインの方法によつて委員会に参加しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 前項の許可を得て委員会に参加した委員は、当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>4 オンラインの方法によつて参加する委員がある場合における委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>第13条 省略 第14条 省略 第15条 省略 第16条 省略 第17条 省略 第18条 省略 第19条 省略 第20条 省略 第21条 省略 第22条 省略 第23条 省略 第24条 省略 第25条 省略 第26条 省略 第27条 省略 第28条 省略 第29条 省略 第30条 省略 第31条 省略 第32条 省略 第33条 省略 第34条 省略 第35条 省略 第36条 省略 第37条 省略 第38条 省略 第39条 省略</p>	<p>第11条 省略</p> <p>第12条 省略 第13条 省略 第14条 省略 第15条 省略 第16条 省略 第17条 省略 第18条 省略 第19条 省略 第20条 省略 第21条 省略 第22条 省略 第23条 省略 第24条 省略 第25条 省略 第26条 省略 第27条 省略 第28条 省略 第29条 省略 第30条 省略 第31条 省略 第32条 省略 第33条 省略 第34条 省略 第35条 省略 第36条 省略 第37条 省略 第38条 省略</p>

第40条 省略

第41条 省略

(参考人)

第42条 省略

2～4 省略

5 第39条第4項及び前条の規定は、参考人について準用する。

第43条 省略

第39条 省略

第40条 省略

(参考人)

第41条 省略

2～4 省略

5 第38条第4項及び前条の規定は、参考人について準用する。

第42条 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。